

防災教育の取組状況と予定

平成31年4月22日
湯沢河川国道事務所

【振り返り】学習指導要領の改定、防災教育の充実、強化について

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(平成29年6月)

主な取組事項の一つとして、「**防災教育の促進**」が掲げられる。

■ 関係省庁から関係機関あてに関連文書の発出

文部科学省→ 教育委員会、学校等

29初健食第31号
平成29年11月7日

各都道府県・指定都市教育委員会防災教育主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会担当課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
三谷 卓也



国土交通省等と連携した防災教育の取組について(通知)

平素より当省の防災教育の取組について御理解、御協力をいただきありがとうございます。

文部科学省としては、従来より、自然災害から命を守るため、防災教育の手法の開発・普及を支援する事業を展開しているところですが、併せて、本年3月に閣議決定した第2次学校安全の推進に関する計画においては、「学校及び学校設置者は、地域の自然条件等に関して専門的知識を有し、活動を行っている関係機関・団体や民間事業者と連携して、効果的な取組を進めていくことが必要である」としているところ。

災害対応の実務を担う国土交通省では、本年6月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」をとりまとめ、本年5月に改正された水防法に基づき創設され、地方整備局等から成る大規模氾濫氾濫減災協議会において、学校における防災教育の支援を一層強化することとしております。各学校において防災教育に取り組む際に、当該支援を活用することで、より円滑な防災教育の実施につながることを期待されます。

つきましては、全国の大規模氾濫減災協議会等から、協議会等への参画の要請や各学校等に対する支援の申出があった場合には、地域の実情や学校、教員の勤務の実態などを踏まえつつ、対応を検討するなど、防災教育の充実に向けて取り組んでいただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会防災教育主管課においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校(大学を除く。)に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人担当課においては、所轄の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会担当課長におかれは、所轄の学校設置会及び当該会が設置する学校に対しても周知していただくようお願いいたします。

なお、本件に関連して、国土交通省水管理・国土保全局防災課長等より各地方整備局企画部長、河川部長等に対し、別添(参考)のとおり通知していることを申し添えます。

国土交通省→整備局

国水防第173号
国水環第57号
平成29年11月7日

東北地方整備局 河川部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

防災課長

河川環境課長

防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について

自然災害から命を守るためには、一人一人が災害時において適切な避難行動をとる能力を養う必要がある。幼少期からの防災教育を進めることは、自然災害に関する「心構え」と「知識」を備えた個人を育成することに効果的であり、これにより、子供から家庭、さらには地域へと防災知識等が浸透していくことが期待できる。

これまで、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」(平成27年11月25日、国水防第162号・国水環第92号)などを通知し、各整備局等と教育委員会等が連携の上、防災教育が充実されるよう、取組を強化してきたところであるが、今年改正された水防法に基づき設置される大規模氾濫減災協議会においても防災教育の充実に向けた支援について検討し、教育委員会等と連携・協力して、学校における防災教育が充実されるよう取組を強化されたい。

なお、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」(平成29年6月20日、国土交通省)において、防災教育の促進に関する今後の進め方及び数値目標等が示されており、その達成に向けて教育委員会・学校等の意向や実情を十分に踏まえながら取組を推進されたい。

また、取組みに際しては、「命を守る」という観点に留意し、災害の危険が迫っている段階において必要なのは、緊急的な避難行動であることについて正確な理解が進むよう工夫されたい。

なお、防災教育に関連して、文部科学省より各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、別添(参考)のとおり通知していることを申し添えます。

本通知については、都道府県及び政令指定都市へも参考までに送付されたい。

■ 小学校学習指導要領 (H29.3告示) 第5学年 社会 より抜粋

2 内容

(5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 自然災害は国土の自然条件などと関連して発生していることや、自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 災害の種類や発生の位置や時期、防災対策などに着目して、国土の自然災害の状況を捉え、自然条件との関連を考え、表現すること。

3 内容の取扱い

(5) 内容の(5)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)については、地震災害、津波災害、**風水害**、火山災害、雪害などを取り上げること。

防災教育に関する取り組み状況（スケジュール）

- 平成29年3月に改訂された学習指導要領の周知・移行を平成31年度（令和元年度）までに行い、令和2年度以降は全面的に実施。
- 全面実施に向け、指導計画・教師用解説・板書計画・デジタルコンテンツ等の防災教育資料の作成を支援。
- 平成30年度は秋田大学の学生による模擬授業、流域内の小学校で試行授業を実施。授業での意見を踏まえ、適宜資料を見直し。
- 今後は防災教育資料の配布し、全面実施に向けた調整を行っていく予定。

現在 (令和元年度)

項目	実施内容	平成28年度	平成29年度												平成30年度												平成31年度	令和2年度
		4月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～3月	4月～3月
減災対策協議会の取組	協議会の開催	5/31 第1回協議会 8/9 第2回協議会 (取組方針策定)	5/10 第3回協議会 (取組方針第1回改定)			7月・8月 洪水							1/19 第4回協議会 (取組方針第2回改定)			5月 洪水	5/30 第5回協議会【臨時】 (H30.5.18-19 出水概要等)	7/3 第6回協議会 (避難アンケート結果等)								4月24日 第7回協議会 (H30取組結果、H31取組計画等)		
	タイムライン検証 アンケート調査																											
	ロールプレイング型 洪水対応演習												11/2 演習												11/1 演習			
	教育機関と連携した 防災教育												10/24 大曲高等学校 10/31 大曲中学校					7/23 雄物川高等学校 8/30 雄勝中学校							9/14 日の出ベビー保育園 10/17 横手清陵学院 中学・高等学校			
防災教育資料の試行・活用・見直し	防災教育資料(案)作成							8/14 打合せ (秋田大学教育文化学部)					1/10 打合せ (秋田大学教育文化学部)															
	秋田大学等での試行 (教育文化学部)																											
	小学校の選定(各市町村へ依頼)													1/23 依頼メール (各市町村へ)														
	小学校での試行(1市町村あたり1校:合計8校)																											
	資料の見直し																											
	協議会に関する市町村の全ての小学校へ資料を配布・調整																											
	協議会に関する市町村の全ての小学校で活用																											
学習指導要領の改訂等																												

防災教育資料（指導計画等）の試行授業の実施について

- 防災教育に関する支援校として選定していただいた8校のうち、6校の小学5年生を対象に試行授業を実施済み。（2校は今後実施予定）
- 試行授業による意見聴取を踏まえ、防災教育資料の見直しを実施。

自治体	支援校名	実施月日
湯沢市	三関小学校	平成30年11月2日(金) ・6日(火)・8日(木)
秋田市	大住小学校	平成30年11月6日(火)・8日(木) ・13日(火)・15日(木)・16日(金)
横手市	陸合小学校	平成30年11月20日(水)・21日(水)
羽後町	西馬音内小学校	平成30年11月29日(木)・30日(金) ・12月3日(月)
美郷町	仙南小学校	平成30年12月12日(水)・13日(木)
仙北市	西明寺小学校	平成30年12月19日(水)
取組実施校 6校		

【参考】

防災教育授業に関する支援校からのご意見等

時間設定に関する御意見

- 全てを授業中に提示しようとする、時間が足りなかった。
- 専門的で効果的なものが多数あり、子どもたちの理解を深めるために役立っている反面、情報量が多いため、児童がより理解しやすいように抜粋する必要があると感じた。

授業の進め方に関する御意見

- グループで話し合いを行う際に、「課題」があれば子どもたちの目的意識が共有できると思った。

資料の内容に関する御意見等

- デジタルコンテンツについて、画面で見せるものと紙で配布するものが分かれていると良かった。
- 水害への備えに関するチェックシートは子どもたちも興味を持って取り組んでいた。
- 地域に根ざした資料であり、子どもたちの興味関心が高まった。

平成30年度 防災教育に関する取り組みについて 防災教育に関する作成資料の紹介

- 〈資料構成〉
- ・指導計画、教師用解説
 - ・板書計画
 - ・その他(副読本、写真や映像などデジタルコンテンツ)

小單元「自然災害の防止」

1. 本小單元の概要

- 我が国の国土は、国土の構成・国土生活の環境について理解でき、災害の発生や自然災害の防止の重要性について関心を持ち、基本的な対策を講ずることができる。
- 国土の構成と生活の環境の相互関係が理解でき、自然災害の防止

我が国の国土はさまざまな自然災害に悩まされている。自然災害の発生は、私たちの生活を脅かし、大きな被害をもたらす。その被害を防止する目的で、国や自治体はさまざまな対策を講じている。この単元では、国土の構成と生活の環境の相互関係が理解でき、自然災害の防止の重要性について関心を持ち、基本的な対策を講ずることができる。

2. 本単元の学習目標

我が国の国土はさまざまな自然災害に悩まされていることを知る。

- 日本の自然災害の種類(大津波、地震、津波、洪水、風水害、土砂災害、雪害など)
- 日本の自然災害の発生原因を知る
- 風水害の発生原因を知る
- 大雨や暴風による被害の防止策を知る
- 気候変動による自然災害の発生原因を知る
- 自然災害の防止策を知る
- 自然災害の防止策を知る

3. 本単元の学習内容

●日本の自然災害の種類(大津波、地震、津波、洪水、風水害、土砂災害、雪害など)

○日本の自然災害の発生原因を知る

○風水害の発生原因を知る

○大雨や暴風による被害の防止策を知る

○気候変動による自然災害の発生原因を知る

○自然災害の防止策を知る

○自然災害の防止策を知る

指導計画の一例

【自然災害の防止】

1. 本単元の概要

2. 本単元の学習目標

3. 本単元の学習内容

4. 本単元の学習内容

5. 本単元の学習内容

6. 本単元の学習内容

7. 本単元の学習内容

8. 本単元の学習内容

9. 本単元の学習内容

10. 本単元の学習内容

教師用解説の一例

洪水から命を守るため

天気が晴れると雨が降ると、みんなの家や学校、公園に水がたまる。これは、洪水です。洪水は、私たちの命や財産を脅かします。洪水から命を守るためには、事前に準備をしておくことが大切です。

洪水から命を守るためには、事前に準備をしておくことが大切です。



洪水の防止と対策、命を守るための工夫を学ぼう

1. 洪水の防止と対策

2. 命を守るための工夫

3. 命を守るための工夫

4. 命を守るための工夫

5. 命を守るための工夫

6. 命を守るための工夫

7. 命を守るための工夫

8. 命を守るための工夫

9. 命を守るための工夫

10. 命を守るための工夫

副読本の一例



5. 避難(ひなん)

1. 避難の準備

2. 避難の方法

3. 避難の準備

4. 避難の方法

5. 避難の準備

6. 避難の方法

7. 避難の準備

8. 避難の方法

9. 避難の準備

10. 避難の方法



デジタルコンテンツの一例

日本ではどのような自然災害が起きているのか調べよう

美しい日本の自然、恵み

自然災害

自然災害の種類

地震、津波、雪害

洪水、土砂崩れ

風水害

秋田県の特徴

- ・雪が多い
- ・山がある
- ・大きな川、雄物川がある
- ・田んぼが多い
- ・海に接している

風水害が多い

くらしへの影響

- ・田んぼや家が浸水する
- ・道路が使えない
- ・電気やガスが使えない
- ・工場が使えない

まとめ

日本では地震や風水害などの様々な自然災害が起きている。秋田県でも、風水害がいつ起こってもおかしくない。

板書計画の一例

【参考】実際の授業状況

※個人情報保護のため、写真加工をしています



授業の様子



防災教育資料を活用したグループ討論を実施

防災教育資料の配付について

防災教育資料の配付方法について

- 試行授業における意見等を踏まえて見直し改善を行った防災教育資料について、H31年度（令和元年度）から雄物川流域全ての小学校に配付し、防災教育の展開を図る予定。
- 防災教育資料の配付方法については、事務局から減災対策協議会の関係市町村窓口へ送付し、関係市町村から市町村教育委員会及び全ての小学校へ配付を依頼する予定（H31.5月以降）。
- 防災教育の試行にあたり、初めて試行授業を行う学校では、「どのように授業を行えばよいか」、「専門用語が理解出来ない」等の問合せが想定されることから、各学校のニーズに応じて事務局が支援を行う予定。防災教育資料に関する問合せについては、関係市町村の窓口を通じて事務局への連絡体制を確保するもの。

防災教育連絡体制

